

長崎県公立大学法人教職員研修規程

〔平成17年4月1日
規 程 第 3 4 号〕

改正 平成22年3月12日規程第6号

改正 令和7年12月2日規程第37号

（目的）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）教職員の研修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（研修の目的）

第2条 研修は、教職員に現在就いている職又は将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その他その遂行に必要な教職員の能力、資質等を向上させることを目的とする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（理事長の責務）

第3条 理事長は、教職員に対する研修の必要性を把握するとともに、研修計画を立て、その研修計画に基づく研修の実施に努め、教職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

2 理事長は、研修計画を立て、実施するに当たっては、研修の効果を高めるために教職員の自己啓発の意欲を発揮させるように配慮しなければならない。

3 理事長は、必要と認めるときは、他の機関と共同又は他の機関に委託して研修を行うことができる。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（教職員の責務）

第4条 教職員は、必要な研修を受講するほか、あらゆる機会を通じて自己の職務遂行能力の向上に努めなければならない。

2 教職員は、研修を受講するときは、研修に専念しなければならない。

3 研修を受ける教職員は、当該研修の実施に当たる機関が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規律その他の定めに従わなければならない。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（職務を通じての研修）

第5条 理事長は、教職員の監督者に、教職員に対し日常の職務を通じて必要な研修を行わせるものとする。

2 理事長は、前項に規定する職務を通じての研修が適切に行われることを確保するため、教職員の監督者に対し、指導その他の措置を講じるものとする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（職務を離れての研修）

第6条 理事長は、必要と認めるときは、教職員に日常の職務を離れて、専ら研修を受けることを命じることができる。

一部改正 [令和 7 年規程第37号]

(教員の研修)

第 7 条 教員は、職務に支障のない限り、理事長の承認を受けて、教育又は研究のために勤務場所を離れて研修を行うことができる。

2 教員は、理事長が別に定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(研修期間中の勤務時間の取扱い)

第 8 条 1 日の職務の全部を離れて研修を受けることを命じられた教職員の勤務時間については、当該研修に必要な時間を当該教職員に割り振られた勤務時間とみなす。ただし、当該研修に必要な時間が当該教職員に通常割り振られている勤務時間を超えるときは、当該時間を勤務したものとみなす。

2 承認を受けて勤務場所を離れて研修を行う教職員の勤務時間については、当該研修に必要な時間を当該教職員に割り振られた勤務時間とみなす。

3 長崎県公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成17年規程第14号）第 7 条の 2 の規定により専門業務型裁量労働制を適用された教員が事前の命令又は承認を受け、勤務場所を離れて研修に従事した場合は、前 2 項の規定にかかわらず、同条第 2 項に定める時間勤務したものとみなす。

追加 [平成22年規程第 6 号、令和 7 年規程第37号]

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、教職員の研修に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [令和 7 年規程第37号]

附 則

1 この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程の施行日前に学長の承認を受けている研修については、この規程により理事長の承認を受けたものとみなす。

附 則（平成22年 3 月12日規程第 6 号）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年12月 2 日規程第37号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。